**様式４　合併協定書**

合併協定書

1　合併の方式に関すること　(協定項目第1号)

社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○及び社会福祉法人○○○を廃し、新社会福祉法人を設立する新設合併(対等合併)とする。

2　合併の期日に関すること　(協定項目第2号)

合併の期目は、令和○○年○月○日とする。ただし、合併の期日までに必要な手続きができないときは社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法入○○○、社会福祉法人○○○及び社会福祉○○○の代表者において更に協定するものとする。

3　新社会福祉法人の名称に関すること　(協定項目第3号)

新社会福祉法人の名称は、社会福祉法人○○○とする。

4　新社会福祉法人の事務所の位置に関すること　(協定項目第4号)

主たる事務所の位置は、（住所）とする。

5　財産及び債務の取り扱いに関すること　(協定項目第5号)

社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○及び社会福祉法人○○○の所有する財産及び債務は、原則として全て新社会福祉法人に引き継ぐものとする。

6　定款に関すること　(協定項目第6号)

新社会福祉法人の定款に関しては、国の「社会福祉法人定款準則」を基本として定めるものとする。

7　組織体制・事務局に関すること　(協定項目第7号)

別紙の組織・機構図のとおりとする。

8　役員選出に関すること　(協定項目第8号)

新社会福祉法人の役員の定数は、理事○名、監事○名とし、理事の選出区分は、○○地区○名、○○地区○名、○○地区○名、○○地区○名、○○地区○名、施設長○名とする。

9　職員の身分に関すること　(協定項目第9号)

社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○及び社会福祉法人○○○の職員は、全て設立する新社会福祉法人の職員として引き継ぐものとする。

(1)　職員の配置に関しては、各施設における児童数等を勘案して適正に配置するものとする。

(2)　職員の職名に関しては、人事管理及び職員処遇適正化の観点から合併時に調整し、統一を図るものとする。

(3)　職員の職階に関しては、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図るものとする。

(4)　職員の給与に関しては、新社会福祉法人の給与規程を策定し、一元化するものとする。

10　事業に関すること　(協定項目第!0号)

設立する新社会福祉法人の事業は、次のとおりとする。

第二種社会福祉事業

(1)　保育所　○○○の設置経営

(2)　保育所　○○○の設置経営

(3)　保育所　○○○の設置経営

(4)　保育所　○○○の設置経営

(5)　保育所　○○○の設置経営

調印書

社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○、社会福祉法人○○○及び社会福祉法人○○○について、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、協定の証とするため本書を5通作成し、各社会福祉法人の代表者において署名捺印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和○○年○月○日

（　住　所　）

社会福祉法人　○○○

理事長

（　住　所　）

社会福祉法人　○○○

理事長

（　住　所　）

社会福祉法人　○○○

理事長

（　住　所　）

社会福祉法人　○○○

理事長

（　住　所　）

社会福祉法人　○○○

理事長